

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について

〔令和8年1月23日  
閣議決定〕

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第2条の4第1項及び外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「育成労法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、入管法第2条の3第1項及び育成労法第7条第1項の規定に基づき定められた特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとって、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成労に係る制度の運用に関する方針を別紙1から別紙7まで、別紙9及び別紙11から別紙19までのとおり定める。

また、入管法第2条の4第1項の規定に基づき、基本方針にのっとって、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を別紙8及び別紙10のとおり定める。

これに伴い、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）は、廃止する。

## 航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法務大臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員会  
外務大臣  
国土交通大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

### 第一 特定技能制度に関する基本的な事項等

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）  
航空分野
- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

#### （1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

航空分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

#### （2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

航空分野では、令和 5 年 2 月に空港業務（空港グランドハンドリング等）の持続的な発展に向けた、学識経験者や関係業界による「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」を設置した。

同年 6 月には、同検討会において、人材確保等に資する「処遇改善」や「生産性向上」などを盛り込んだ「空港業務の持続的発展に向けたビジョン」の中間とりまとめを公表し、生産性向上や人材確保に取り組んでいる。

#### ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための具体的な施策として、①業務のマルチタスク化、②空港における GSE 車両等資機材の共有化、③先進技術の導入による作業の効率化、④航空会社ごとの作業資格を相互に承認する仕組みの運用、⑤従来機よりも定期点検間隔等が延長された新型航空機の導入、⑥整備記録の電子化、⑦空港制限区域内の自動運転レベル 4 による搬送作業の効率化等による生産性向上のための取組を実施している。

国土交通省としても、学識経験者や関係業界による「空港グランドハンドリング作業の生産性向上に関する技術検討会」の設置や、生産性向上に向けた取組に対する支援を行うとともに、令和7年6月に整備士制度を大幅に見直し、資格の業務範囲拡大や型式別資格の共通化を行うことにより、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組の結果、令和4年から令和6年にかけて日本での航空旅客数は約1.5倍増加する一方で、就業者数は約1.2倍の増加でもって対応している。

#### イ 国内人材確保のための取組

国内人材確保のための具体的な施策として、新規雇用の促進、若年離職者の抑制及び裾野拡大に向けて、次の（ア）、（イ）及び（ウ）に取り組んでいる。

##### （ア）女性・高齢者・就職困難者等の就業促進

- ① 業界における男女間賃金格差の解消など、男女ともに安心して長く働き続けられる環境を整備する観点に基づく業界団体による女性活躍推進アクションプランを令和7年7月に公表
- ② 令和5年12月より航空従事者指定養成施設等の整備士養成課程の学生に対する奨学金制度の創設等に取り組んでいる。

また、国土交通省としても、退職自衛官の活用の観点から、駐屯地での説明会やインターンシップを実施する等の採用に向けた取組を推進するため、国土交通省・防衛省・業界団体において申合せを令和7年6月に締結するとともに、「航空広報戦略推進協議体」を設置し、裾野拡大に向けて継続的な広報活動、育休等に配慮した国家資格制度の見直しを通じて、女性の入職、高齢者の更なる活躍等を促進している。

##### （イ）処遇改善

- ① 賃金水準の改善や諸手当の拡充、公休日数の引上げ、育児休業制度の拡充等の労働条件の改善に関する取組
- ② 国による支援事業を活用しつつ、空港内の休憩スペースの確保等職場環境の改善等に取り組んでいる。

また、国土交通省としても、処遇改善等に資する取組として適正取引等の推進のためのガイドラインを令和7年12月に策定している。

##### （ウ）安全衛生対策

安全衛生対策として、国土交通省において、空港の制限区域内で発生した事故等に関する情報を収集し、分析結果及び安全情報を空港関係者に共有する等、再発防止に向けた取組を推進している。

こうした取組の結果、次の（エ）、（オ）及び（カ）のとおり成果がみられる。

##### （エ）（ア）の成果

上記（ア）の取組により、政府・業界等による取組を経て、航空分野における有効求人倍率は、令和6年1月から3月には4.68倍であったが、令和7年1月から3月には4.31倍へと減少している。

##### （オ）（イ）の成果

上記（イ）の取組により、政府・業界等による取組を経て、空港グランドハ

ンドリングにおける令和6年の給与水準は、前年と比較し約15%上昇している。

また、航空機整備における令和6年度の初任給は前年度と比較し、約5%上昇している。

#### (カ) (ウ) の成果

上記(ウ)の取組により、政府・業界等による取組を経て、労災発生率は近年概ね横ばいで推移している。

#### (3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

近年の訪日外国人旅行者の増加に伴い、我が国の航空需要は拡大を続けている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における訪日外国人旅行者数の政府目標（2030年に6,000万人）の達成に向けた国際線旅客の更なる増加等に的確に対応していくためには、これを支える航空分野の人材確保が極めて重要であり、令和10年度には5万1,500人の就業者が必要であると見込まれる。

現在、航空分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めており、就業者数は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復している一方、一定数の退職者が生じており、また、整備士の高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっている。令和6年度における航空分野の主な職種の有効求人倍率は3.95倍（陸上荷役・運搬作業員、旅客・貨物係事務員、他に分類されない輸送の職業は3.99倍、輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く。）は3.62倍）となっており、また、令和6年（6月末現在）の雇用動向調査では「運輸業、郵便業」の欠員率は3.1%となっているほか、今後も更に航空需要が拡大し、令和10年度には、1万5,300人程度の人手不足が生じると見込まれるが、上記(2)に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が1万400人程度緩和されることが推測されるものの、なお4,900人程度の人手不足が見込まれる状況である。

また、航空分野における業務は日本全国の空港で行われているところ、地方部の空港においても航空需要が拡大し、地方部の人手不足も深刻化していくことが見込まれる。

航空輸送は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、航空分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。訪日外国人旅行者の増加等による航空需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、航空分野の基盤を維持し、今後も発展させていくためには、空港内での作業の制約を理解し、航空機用の特殊な機材や工具を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

#### (4) 受入れ見込数

航空分野における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見込数は、4,900人である。

当該受入れ見込数は、航空分野において、令和10年度には1万5,300人程度の

人手不足が見込まれる中、先進技術の導入による作業の効率化等による毎年1%程度の生産性向上（令和10年度までに2,400人程度）や、労働条件の改善等による追加的な国内人材の確保（令和10年度までに8,000人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

### 3 在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び再開の措置

#### （1）航空分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 航空分野の1号特定技能外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- ② 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- ③ 関係業界への調査
- ④ 国土交通省が設置する特定技能制度における航空分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）における特定技能所属機関等からの状況把握等

#### （2）入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

### 4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項

#### （1）特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする航空分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

航空分野における育成プログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を見きわめるとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得
- ② 日本語能力
- ③ マネジメント経験
- ④ その他（フォローアップや意欲向上策等）

#### （2）治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

#### ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、航空分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

#### イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

### (3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

地方公共団体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、特定技能の協議会等と連携し、本制度の趣旨や優良事例の情報を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関に採用活動や生活支援の充実を促し、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

### (4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人及び特定技能所属機関は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

## 第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

### 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

#### (1) 1号特定技能外国人

航空分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

#### ア 技能水準

別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの

#### イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの

#### (2) 2号特定技能外国人

航空分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア(ア)及びイに定める試験に合格又は資格を取得した者であり、かつ、ア(イ)に定める実務経験の要件も満たす者とする。

##### ア 技能水準

###### (ア) 技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

###### (イ) 実務経験

- ① 空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。
- ② 航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。

#### イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のB1相当以上の水準と認められるもの

### 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

#### (1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

航空分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、作業場所の整理整頓や清掃、積雪時における作業場所の除雪等）に付随的に従事することは差し支えない。

##### ア 1号特定技能外国人

上記1(1)アの技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

##### イ 2号特定技能外国人

上記1(2)ア(ア)の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

#### (2) 特定技能外国人の雇用形態

##### ア 雇用形態

航空分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態（同時に航空分野の2事業者を特定技能所属機関とする在籍型出向形態を含む。）とする。

##### イ 在籍型出向の形態により受け入れる必要性

航空分野においては、従前から相互に密接に関連する企業間において技能を要する業務（航空分野において受け入れる特定技能外国人に必要とされる技能を要する業務を含む。）を委託等するに当たり、在籍型出向形態により当該技能に係る教育・研修を行っている実態があり、特定技能制度においても特定産業分野に属する技能の一層の向上を目的として、安定的な業務委託等の関係のある機関間において、一定期間在籍型出向形態により航空分野の同一の業務区分に

属する業務に従事させるために特定技能外国人を受け入れることが必要不可欠である。

#### ウ 在籍型出向を活用して受け入れる場合における懸念を払拭するために講じる措置

航空分野において特定技能外国人の在籍型出向形態を認めるに当たり、特定技能外国人の雇用の安定や1号特定技能外国人への支援を確実に担保するため、国土交通省において、在籍型出向を行う出向元・出向先の特定技能所属機関を把握し、当該機関同士が適切に在籍型出向を行うことができることを確認した上で、出向期間中における所定内賃金等の待遇が出向元におけるものに比べ維持又は向上されることや在籍型出向に係る期間（1号特定技能外国人については1年につき通算4月を超えない期間とする。）における1号特定技能外国人支援を行う主体等を事前に確認する。

#### （3）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

##### 特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 空港管理者により空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送事業者又は航空法（昭和27年法律第231号）に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者であること。
- ② 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になること。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力をすること。
- ④ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力をすること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記②、③及び④の条件を満たす登録支援機関に委託すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

別表1 (第二1及び2関係)

項目番号	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務)
2	航空分野特定技能1号評価試験(航空機整備)	航空機整備(運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務)

別表2 (第二1及び2関係)

項目番号	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	航空分野特定技能2号評価試験(空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務(これら工程を管理する業務))
2	航空分野特定技能2号評価試験(航空機整備) 航空従事者技能証明のうち以下のもの 一等航空整備士(飛行機) 一等航空整備士(回転翼航空機) 二等航空整備士(飛行機) 二等航空整備士(回転翼航空機) 一等航空運航整備士(飛行機) 一等航空運航整備士(回転翼航空機) 二等航空運航整備士(飛行機) 二等航空運航整備士(回転翼航空機) 航空工場整備士(機体構造関係) 航空工場整備士(ピストン発動機関係)	航空機整備(自らの判断により行う、運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備の専門的・技術的な業務)

航空工場整備士（タービン発動機関係）
航空工場整備士（プロペラ関係）
航空工場整備士（計器関係）
航空工場整備士（電子装備品関係）
航空工場整備士（電気装備品関係）
航空工場整備士（無線通信機器関係）